

令和2年4月10日

保護者様

稲美町教育委員会

臨時休業期間の自由登校の中止等について

平素は、稲美町の教育にご理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言、兵庫県の要請により臨時休業期間を5月6日まで延長したところです。臨時休業期間には自由登校として登校日を設けていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、登校日を設けないことに変更しました。

また、入学式・入園式については、後日お知らせすることとします。

急なお知らせとなって誠に申し訳ありませんが、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間について

令和2年4月7日（火）から令和2年5月6日（水）

登校日は、設けません。

幼稚園の自由登園は継続しますが、極力、自宅で過ごしてください。

2 入学式・入園式について

実施期日の延期を検討していますので、後日、お知らせします。

3 「自習室」について

「自習室」の提供を中止します。

引き続き、体温を測っていただき、十分な健康観察を行っていただきながら、自宅で過ごしてくださるようお願いいたします。

なお、放課後児童クラブをご利用の方には、(株)小学館集英社プロダクションから別途お知らせします。

4 その他

新型コロナウイルスについては日々状況が変化しています。今後の感染の広がりを見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項をお知らせすることがありますのでご了解ください。